

令和6年 第10回 福岡市東区選挙管理委員会

9月19日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第25号 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について
- 2 議案第26号 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について
- 3 議案第27号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第 25 号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 7 年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 6 年 9 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者

- (1) 名簿に登載する者の数 46 人
- (2) 名簿に登載する者の氏名等 別紙のとおり

2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者

- (1) 名簿に登載する者の数 46 人
- (2) 名簿に登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 検察審査会法第 10 条の規定による。

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録)をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

議案第 26 号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 7 年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 6 年 9 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- 1 登載する者の数 590 人
- 2 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条の規定による。

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録)をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

議案第 27 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和6年9月19日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和6年9月19日 |

※参考：在外選挙人登録数（東区）			
男	37人	女	90人
計	127人		
(R6.9.19 委員会終了後)			

（根拠条文）

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録）

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 前条第一項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）

年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。